

大阪府早発卵巢不全患者等妊よう性温存治療助成試行事業 FAQ

区分	Q	A
受診フロー	事前の府への予約情報の登録がなく受診し、AMH検査や卵子凍結・生殖補助医療を受けた場合も助成対象となるか。	原則として、助成対象とはなりません。医療機関では、必ず府が発行した受診確認メールをお持ちかどうかを確認いただきます。 なお、受診確認メールの発行は、予約情報の登録後即時に行いますので、受診直前でも登録可能です。 ※予約情報の登録は、患者様ご自身で要件を改めて確認いただくことを目的としています。受診確認メール発行にあたり府での根拠資料の確認は行いませんので、対象となることを確約するものではありません。
対象者	卵子凍結・生殖補助医療の助成の対象となるのは、早発卵巢不全の診断を受けている場合のみか。	本事業の助成を受けて実施したAMH検査の結果が、1.00ng/ml以下の方も助成対象となります。 なお、本事業の助成を受けず実施したAMH検査の結果が1.00ng/ml以下であったとしても、ただちに本事業の卵子凍結の助成対象とはなりません。本事業はプレコン推進のため、女性の健康支援を目的に、講座から助成までを一連の事業として実施するものです。プレコン講座を受講の上、改めてこの事業によりAMH検査を受け、結果が1.00ng/ml以下である必要があります。
対象者	本事業での卵子凍結を行うにあたり、早発卵巢不全の診断書の有効期限はあるか。 (診断からどの程度の期間内であれば助成対象となるか)	有効期限はありません。
対象者	すでに卵子凍結のために投薬を開始した後、採卵するまでの間に早発卵巢不全の診断を受けた。卵子凍結の助成対象となるか。	早発卵巢不全の診断日以降に発生した費用について、助成対象となります。(投薬開始後、診断日までの期間の医療費は対象外です。)
対象者	早発卵巢不全の診断を受けているが、プレコンセプションケア講座やAMH検査を受検することはできるか。	可能です。ただし、卵子凍結費用の助成を受けられるのは、1人1回です。(AMH検査の結果によるものと、早発卵巢不全の診断によるもの、2回の申請を行うことはできません。)
対象者	プレコンセプションケア講座受講後、どの程度の期間内にAMH検査を受ける必要があるのか。	講座受講と同一年度内に受検していただく必要があります。
対象者	昨年、AMH検査を受検した。 今回、プレコンセプションケア講座の受講を修了したが、昨年受検したAMH検査も助成対象となるのか。	本事業の助成対象となるのは、プレコンセプションケア講座受講修了以降に実施したAMH検査です。講座受講修了前に実施した検査は助成対象になりません。
対象者	AMH検査を受検し、結果が1.00ng/ml以下であった場合に、どの程度の期間内に卵子凍結を実施する必要があるのか。	令和11年度までを想定している試行事業の実施期間中であれば実施していただけます。 一方、本事業の実施には、毎年、予算の府議会での議決を要しますので、令和8年度以降の実施規模は未定です。
対象者	本事業の助成を受けず、受検したAMH検査の結果が1.00ng/ml以下であった。卵子凍結を実施した場合、助成を受けられるか。	当該検査結果のみでは、本事業での卵子凍結の費用補助の対象とはなりません。 本事業はプレコン推進のため、女性の健康支援を目的に、講座から助成までを一連の事業として実施するものです。 本事業の助成を受けず実施したAMH検査の結果が1.00ng/ml以下であったとしても、本事業の助成を受けて卵子凍結を行うには、プレコン講座を受講の上、改めて本事業によりAMH検査を受け、結果が1.00ng/ml以下である必要があります。
対象者	過去に本事業の助成を受けず、受検したAMH検査の結果が1.00ng/ml以下であった。一方、その後、本事業の助成を受けて実施したAMH検査の結果は1.00ng/ml以上であった。卵子凍結の費用助成を受けられるか。	本事業の助成を受けて実施したAMH検査の結果が、1.00ng/ml以下の方が助成対象ですので、質問の場合、卵子凍結の助成対象とはなりません。
対象者	がん等の治療の影響で、妊よう性が低下する懸念がある。卵子凍結を実施する場合に本事業の助成を受けられるか。	「大阪府がん患者等妊よう性温存治療費等助成事業」の要件を満たす場合は、当該事業で助成金申請をしていただきますようお願いします。 なお、当該事業の要件を満たさず、本事業で助成金を受けることを希望する場合は、本事業の要件(講座受講・AMH検査受検等)を満たす必要があります。
対象者	卵子凍結を実施し、「大阪府がん患者等妊よう性温存治療費等助成事業」による助成を受けた。本事業でも助成を受けられるのか。	1回の卵子凍結に対し、2つの助成金を受けることはできません。
対象者	本事業の卵子凍結助成の要件は、未婚であることとある。一方、その後の生殖補助医療の実施にはパートナーの存在は不可欠であるが、どう考えるのか。	本事業の助成を受けて生殖補助医療を実施していただく場合、卵子凍結を実施後、婚姻(事実婚を含みます)をされていることを要件としています。
対象者	AMH検査等について、他の自治体の制度により助成を受けている場合、本事業の助成対象となるか。	他の制度により助成を受けている場合は、本事業の助成対象外となります。また、本事業の卵子凍結以降の治療に関する助成対象については、「本事業のAMH検査の助成を受けた方」としており、他の制度でAMH検査の助成を受けた方は、本事業において、卵子凍結以降の助成申請は出来なくなりますので、ご注意ください。

大阪府早発卵巢不全患者等妊よう性温存治療助成試行事業 FAQ

区分	Q	A
対象者	卵子凍結費助成の対象者は未婚・生殖補助医療費助成の対象は既婚とある。 事実婚は未婚に含めるか。事実婚の証明要件は何か。	事実婚をしている方は、既婚とみなします。 よって、事実婚をされている場合卵子凍結費助成の対象とはなりません。 一方、法律婚も事実婚もしていない状態で本事業による卵子凍結を受け、その後事実婚をされた方は、生殖補助医療費助成の対象となります。 卵子凍結費・生殖補助医療費助成申請の際は、次の書類により、婚姻状況を確認します。 ・戸籍の全部事項証明書(外国籍の方は別途対応) ・世帯全員の住民票の写し ・(生殖補助医療費助成のみ)事実婚の場合、事実婚関係に関する申立書
アンケート	プレコン講座においてアンケート回答用QRコードが表示されたが、保存できななかった。回答フォームのURLを送っていただけるか。	講座受講後アンケートの回答フォームについては、講座の翌日又は翌々日に、大阪府行政オンラインシステムへ登録されているメールアドレスへ送付します。なお、受講を申し込まれたものの、事務局において参加を確認できなかった方へは送付できませんので、ご了承ください。
アンケート	プレコン講座受講後、アンケートの回答はしていなかったが、今般AMH検査を受けたく、今からアンケートに回答したい。可能か。	アンケート回答は、講座受講後、同一年度内に行っていただく必要があります。同一年度内にアンケートを回答できなかった場合は、次年度にプレコン講座をもう一度受けていただく必要がありますが、講座について、受講申込みが定員を超過した場合は、同一年度内で初回受講の方を優先させていただきます。
アンケート	AMH検査受検後、卵子凍結実施後のアンケートは、毎年必ず回答する必要があるのか。	実施後初回のアンケートは、助成金申請と同時に回答いただきます。 また、卵子凍結後の保管期間中は、アンケートの回答が保管料の助成要件となります。 その他の期間においても、今後のプレコン推進、卵子凍結等への助成のあり方を検討するにあたり大変貴重な情報ですので、回答へのご協力をお願いします。
AMH検査	助成対象の費用は「初診料、再診料、助言相談料、検査料」とあるが、診療明細書にこの通りの記載がないと助成金を交付してもらえないのか。	名目は異なっても、内容が同じものであれば助成対象となります。
AMH検査	プレコン健診、ブライダルチェックなどの名目で、AMH検査を含めた複数の検査をパッケージで提供している。この場合も、AMH検査部分について助成対象となるか。	AMH検査部分について助成対象となります。 AMH検査の費用がわかるよう、他の項目と区分して明細書を医療機関から発行していただきますようお願いします。
AMH検査, 卵子凍結, 生殖補助医療	意見書や受診等証明書を発行することとなっているが、文書発行料は徴収しても良いのか。また、助成対象となるか。	本事業による助成の対象とはしていませんが、ご本人に対し請求していただくことは禁止しておりません。
AMH検査, 卵子凍結, 生殖補助医療	大阪府行政オンラインシステムで受診予約情報の登録を行ったが、医療機関には「予約できていない」と言われた。	大阪府行政オンラインシステムでの受診予約情報の登録は、受診前に、助成要件等を再度ご確認いただくために行っているものであり、医療機関の受診予約ができるものではありません。医療機関の予約方法は、各医療機関の案内に従ってください。
AMH検査, 卵子凍結, 生殖補助医療	大阪府行政オンラインシステムで受診予約情報の登録を行ったが、受診日が変更となった。登録内容の修正や、再登録が必要か。	大阪府行政オンラインシステムでの受診予約情報の登録は、受診前に、助成要件等を再度ご確認いただくために行っているものであり、実際の受診日が、登録いただいた受診予定日と異なっても修正等の必要はありません。
卵子凍結	卵子凍結の費用助成の考え方について、同一年度内に実施されたものは、上限額の範囲内で合算して申請可能とはどういう意味か。	1回目の卵子凍結で、採卵したものの卵が得られない等により中止し、同一年度に2回目を実施した場合は、1人20万円の上限の範囲内で、2回目の費用も一部助成対象となります。 (採卵したものの卵が得られない等により中止した場合は、助成上限が1回あたり10万円です。)